

■右記以外の支援

種類	内容	対象	問い合わせ
補助	<b>住居確保給付金</b> 経済的に困窮し、住居を喪失する恐れがあるなどの場合に上限額の範囲内で家賃を補助します。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
貸付	<b>生活福祉資金(緊急小口資金)</b> 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯に対し最大で20万円を貸し付けします。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
貸付	<b>総合支援資金(生活支援費)</b> 収入の減少や失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し最大で月額20万円を貸し付けします。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
猶予	<b>国税・県税・市税の納税猶予制度の特例</b> 国税・県税・市税のほぼ全ての税目について納税を猶予します。[担保不要、延滞税(延滞金)免除] * 事業者も対象となる税目があります	納税義務者	○ [国税] 仙台国税局猶予相談センター(☎0120-945-430) ○ [県税] 花巻県税センター(☎22-4913) ○ [市税] 本館収納課(☎41-3531)
減免	<b>国民健康保険税・介護保険料の減免制度</b> 主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に全部または一部を免除します。 * 後期高齢者医療保険料の減免制度は、岩手県後期高齢者医療広域連合で準備中	被保険者	○ [国保] 本館市民税課(☎41-3526) ○ [介護] 新館長寿福祉課(☎41-3578) ○ [後期] 本館国保医療課(☎41-3583)
免除・猶予	<b>国民年金保険料の免除・納付猶予臨時特例措置</b> 収入の減少などがあった場合に全部または一部を免除、もしくは納付を猶予します。	被保険者	ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)
猶予	<b>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</b> 収入減により生活が困窮し、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合に支払いを猶予します。	使用者	○ [上水] 花巻水道お客様センター(☎24-2175) ○ [下水] 新館下水道課(☎41-3563)

## 新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】  
本館財政課(☎41-3517)

◎補正予算を編成した主な対策経費

事業名	予算額	内容
感染症予防緊急対策事業	818万円	感染拡大防止のため主要な施設にサーモグラフィカメラや非接触体温計を設置します。
中小企業持続支援事業	86万円	市内事業者の事業継続を支援するため、市が独自に国の持続化給付金申請サポート会場を設置するとともに、花巻商工会議所に運営を委託します。 ■実施期間 6月1日～26日
消防・救急救助充実強化事業	121万円	傷病者搬送後の救急車を消毒するため、オゾンガス式除染装置1台を更新します。 *詳しくは2ページをご覧ください

\* 上記は、6月5日までに実施が決まった支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

## 自立支援医療受給者証の有効期限が1年間延長されました

【問い合わせ】  
新館障がい福祉課(☎41-3580)

新型コロナウイルス感染症対策として、自立支援医療受給者証の有効期限が1年間延長されました。(手続きは不要です)

※各医療機関では、同受給者証の有効期限を1年間延長したものと読み替え対応します

■対象 同受給者証に記載されている有効期限が3月1日～令和3年2月28日の期間に満了する人

自立支援医療受給者証の内容に変更があった場合は、変更申請が必要です

# 新型コロナウイルス感染症対策 個人向けの支援制度

市ホームページ  
QRコード

## 温泉宿泊施設等利用促進事業

### 日帰り入浴…1,000円、宿泊…最大4,000円

6月9日から  
対象・内容を拡充

■対象 市民または市内事業所に勤務する人  
※団体利用は、20人程度までを目安

■助成期間 7月31日(金)まで

■助成額

- 日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円  
※2,000円未満のプランは対象外
- 宿泊支援(1泊2食付き)

プラン	助成額(1人当たり)
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上8,000円未満	3,000円
8,000円以上	4,000円

※4,000円未満のプランは対象外

【問い合わせ】  
本館観光課(☎41-3542)

特産品が当たる  
抽選会も同時開催

詳しくは施設利用時に配布する応募券をご覧ください

市ホームページ  
QRコード

## 子育て世帯への臨時特別給付金

### 対象児童1人につき1万円

公務員以外は  
申請不要

■対象 4月分の児童手当の支給対象となる児童  
※平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた児童

■受給者 4月分の児童手当受給者

■支給日 6月末(予定)

\* 公務員の人は申請が必要です。後日、勤務先から申請案内が送付されます

【問い合わせ】 新館地域福祉課(☎41-3575)